

○弘前地区環境整備事務組合財産条例

〔平成 29 年 11 月 24 日〕
条 例 第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、弘前地区環境整備事務組合が有する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 237 条第 1 項に規定する財産（以下「財産」という。）について、その取得、管理及び処分を適正に行い、もってその効率的な運用を図ることを目的とする。

(運用)

第 2 条 財産の取得、管理及び処分については、別の定めがあるものを除くほか、弘前市の例による。

附 則（平成 29 年 11 月 24 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。